

## IV 「盛り土による災害防止に向けた取組み」

令和4年4月  
総合政策局 公共事業調整課



# 第4回盛土による災害防止のための

## 関係府省連絡会議幹事会

### 議事次第

〔 令和4年3月28日（月）  
9：50～10：10  
WEB会議 〕

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- ・盛土の総点検の結果について
- ・その他

#### 3. 閉会

第4回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会 出席者名簿

○内閣官房	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣参事官（内閣官房副長官補付）	長谷川 貴彦 後沢 彰宏
○内閣府	政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）	横山 征成
○警察庁	生活安全局生活経済対策管理官	江口 寛章
○総務省	自治財政局調整課課長補佐	前田 茂人
○農林水産省	農村振興局農村政策部農村計画課長 農村振興局整備部設計課課長補佐 林野庁林政部企画課長 林野庁森林整備部治山課長	庄司 裕宇 國分 義幸 天野 正治 佐伯 知広
○経済産業省	産業保安グループ電力安全課課長補佐 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長	日野 裕司 能村 幸輝
○国土交通省	大臣官房審議官（総合政策局担当） 総合政策局社会資本整備政策課長 総合政策局公共事業企画調整課長 国土政策局総合計画課国土管理企画室課長補佐 不動産・建設経済局建設業課長 都市局都市安全課長 都市局都市計画課長 水管理・国土保全局水政課長 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長 国土地理院企画部長	木村 実 盛谷 幸一郎 岩見 吉輝 田中 陽三 鎌原 宜文 服部 卓也 堤 洋介 山本 泰司 草野 慎一 大木 章一
○環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長 水・大気環境局土壌環境課課長補佐 自然環境局国立公園課課長補佐 環境再生・資源循環局廃棄物規制課長	西村 学 藤田 宏志 野川 裕史 神谷 洋一

(敬称略)

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

## 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

## 盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

## 点検の観点（目視で点検）

- ① 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ② 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）
- ③ 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ④ 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）

## 盛土の総点検のとりまとめについて（1）

- 令和4年3月末時点において、全国の総点検対象となる約 3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告あり。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約 1,100箇所あった。

### 【盛土の総点検のとりまとめ結果（令和4年3月16日時点）】

- 総点検の対象箇所数 : 36,354 箇所
  - 上記のうち、点検完了箇所数 : 36,310 箇所（99.9%）
- 現場における状況について
  - ① 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土 … 516 箇所 } 必要に応じ、詳細調査等を実施
  - ② 廃棄物の投棄等が確認された盛土 … 142 箇所 } 各法令に基づく行政上の措置が必要
- 法令手続きとの関係について
  - ③ 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土 … 728 箇所 } 各法令に基づく行政上の措置が必要
  - ④ 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土 … 515 箇所 }
- ※ ①～④ は重複有り（重複を除くと、1,089箇所）

※上記箇所は令和3年8月から順次点検した時点の結果を集計したものであり、各々の点検実施後の状況の変化（是正措置の実施済のものが含まれることなど）については考慮していない。

## 盛土の総点検のとりまとめについて（２）

### 総点検の対象箇所数（土地利用規制等別の整理）

（箇所）

	土砂災害警戒区域			山地災害危険地区			大規模盛土造成地	左記以外の箇所	合計
	土石流上流部	地すべり	急傾斜	崩落土砂流出	地すべり	山腹崩落			
宅地造成等規制法	605	305	5,598	406	12	850	3,663	1,549	12,988
都市計画法	1,305	703	7,376	716	45	1,061	5,488	3,897	20,591
農地法、農振法	282	203	312	192	68	63	38	754	1,912
森林法	1,285	202	1,009	1,605	119	513	376	1,695	6,804
その他の法令等	1,957	292	1,853	1,162	85	377	1,032	3,909	10,667
合計	5,434	1,705	16,148	4,081	329	2,864	10,597	11,804	52,962 (重複除き36,354)

# 既存の危険な盛土への対応について（1）

- 総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、行為者による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が行う安全性把握のための詳細調査や応急対策、抜本的な危険箇所対策（盛土の撤去や擁壁の設置等）について、関係省庁が予算措置により地方公共団体を支援。

## 1. 事業の関係省庁

国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省

## 2. 事業内容

総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土への対策として、以下を実施。

- ① 安全性を確認するための詳細調査（ボーリング、監視等）
- ② 応急対策（土留工等）
- ③ 危険箇所対策（盛土の撤去、擁壁の設置等）
- ④ 廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査や廃棄物の撤去・処分等

<事業のイメージ>



詳細調査  
(ボーリング)



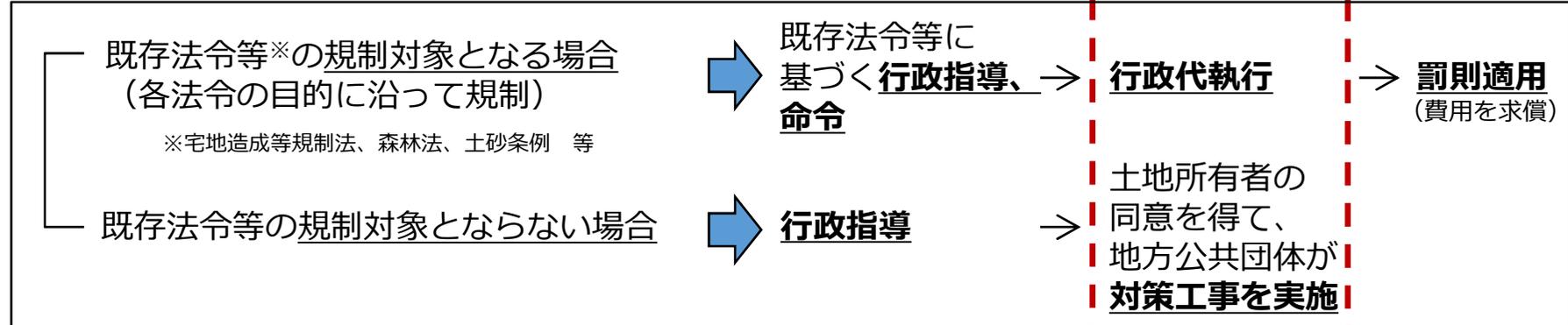
危険箇所対策  
(土砂の撤去)

## 3. 事業主体

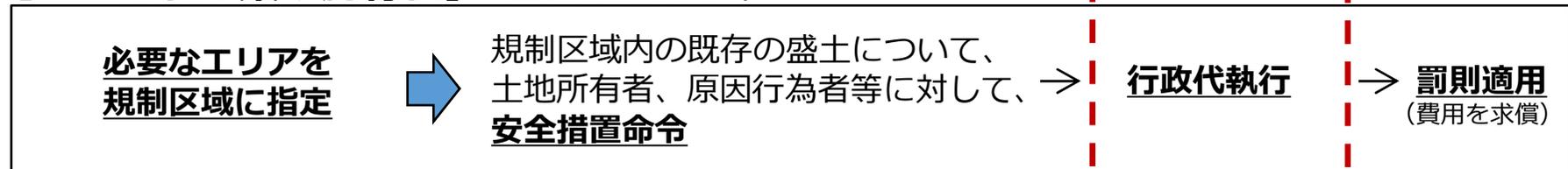
地方公共団体

## 既存の危険な盛土への対応について（2）

### 【現 行】



### 【盛土規制法案の施行後】 (上記措置に加えて)



※廃棄物混じり土の場合は、併せて廃掃法により対応（盛土規制法案の施行前後で共通）

#### 予算措置により地方公共団体を支援（盛土規制法案の施行前後に関わらず）

##### 【令和3年度補正予算】

安全性把握のための詳細調査や、応急対策工事を支援：令和6年度実施分まで

##### 【令和4年度当初予算】

抜本的な危険箇所対策（盛土の撤去や擁壁の設置等）を支援：令和7年度着手分まで

<国費率> 1/2（一定の要件を満たす緊急性が高い盛土については2/3※） ※詳細調査等の2/3は令和4年度実施分まで

## 盛土による災害の防止のための今後の取組について

- 盛土による災害の防止に向け、関係省庁と連携しながら、危険な盛土等を包括的に規制する法制度の構築や、建設工事から発生する土の搬出先の明確化等の取組を、順次実施していく。

### 【宅地造成及び特定盛土等規制法案（盛土規制法案）】

### 【建設発生土の計画制度の強化（公共・民間工事）】

#### < 現行制度 >

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 搬出先の**新たな法制度の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を義務化
- 計画書の作成**対象工事の拡大**、**保存期間の延長**、
- 計画書の**発注者への報告**と**建設現場への掲示**を義務化

※ 併せて、事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

### 【指定利用等の徹底（公共工事）】

- **全ての公共工事発注者に、指定利用等※の原則実施**を要請

※ 工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等

- **処分費の積算への計上**を徹底

# 盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

## 1. 危険な盛土箇所に関する対策

### 【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「**災害危険性の高い盛土**」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

### 【具体的な対応策】

#### (1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

#### (2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」が否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

#### (3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

## 2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

### 【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土**は、自然由来のものであり、**適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

### 【具体的な対応策】

#### (1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乘せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

#### (2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
- ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
- ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
- ④ 関連事業者<sup>(※)</sup>の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施

※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

#### (3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画<sup>(※1)</sup>の徹底等）
- ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等<sup>(※2)</sup>の徹底）
- ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）

※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）等を記載した計画

※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

#### (4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

#### (5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

## 盛土による災害の防止のための取組について

令和3年12月27日  
盛土による災害防止のための  
関係府省連絡会議申合せ

令和3年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年8月10日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年9月30日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

### 記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

## 1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

## 2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないように、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

## 3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以 上

# ● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

## 背景・必要性

### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**点検が必要な箇所は約3.6万箇所** (11月末暫定集計)。



死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

R3.7 静岡県熱海市

### 現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制 → 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在** (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、家屋被害1棟



廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

## 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

## 法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」(仮称)に改正。通称「盛土規制法」

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

## 国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

### 1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**  
⇒ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査  
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

### 3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

### 4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化**

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○ 規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

総行行第95号  
国不入企第1号  
令和4年4月1日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長  
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
（公印省略）

### 公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の円滑かつ適切な執行が図られることが重要です。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和3年12月21日付け総行行第435号・国不入企第34号。以下「施工確保通知」という。）において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしたところですが、対策の更なる充実を図るため、下記の事項についても、取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

また、今後の公共工事の執行状況や、地域の建設業団体等との連携・意見交換等を踏まえ、新たに必要な取組や検討事項等がある場合には改めて周知させていただきます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格（以下「調査基準価格等」という。）の見直し等については、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行第77号・国土入企第38号。以下「ダンピング対策通知」という。）、施工確保通知、「国土交通省における低入札価格調査基準の計算式の改定について」（令和4年2月24日付け事務連絡）等により、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）や国土交通省での見直しを踏まえ、適切に見直すよう、要請してきたところである。

しかしながら、中央公契連モデルの基準を大きく下回る算定方式や設定範囲等の基準により調査基準価格等を設定している団体が一部に見受けられ、こうした団体では十分にダンピング受注の排除が図られていないおそれがあるため、各団体においては算定方式や設定範囲の改定等により、調査基準価格等の適切な見直しを行うこと。

また、後述する地域建設業団体との連携等を通じて、下請業者へのしわ寄せや公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化などのダンピング受注による弊害が発生していないかなど、地域の工事受注の実態の把握に努めること。

なお、「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和3年10月13日付け事務連絡）にて通知しているとおり、調査基準価格等の算定式について見える化の取組を昨年実施したところである。引き続き同様の取組を進めていく予定であるので、あらかじめ、ご承知おきいただきたい。

### 2. 低入札価格調査の適切な実施等によるダンピング対策の実効性の確保について

低入札価格調査制度については、ダンピング対策通知等に基づき、適切な活用を徹底するよう要請してきたところであるが、調査基準価格を下回る入札があった場合において、低入札価格調査の趣旨を徹底した調査が実施されなければ、ダンピング対策の実効性が確保できないおそれがある。

については、低入札価格調査制度の活用にあたっては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・

令和元年10月18日最終変更。以下「適正化指針」という。)の第2の4(3)「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関する事」のイ〜リに掲げる事項等について、適切な調査を実施するよう改めて徹底すること(別紙1参照)。

また、発注体制上の課題等により低入札価格調査の実効性確保が困難である場合や、適切な低入札価格調査が実施されていないおそれがある場合には、必要に応じて、最低制限価格制度の活用や、最低制限価格制度を適用する金額等の条件の見直しを含めた検討を行うなど、低入札価格調査に係る事務負担等の実情も考慮しつつ、ダンピング対策全体としての実効性の確保に努めること。

なお、低入札価格調査制度については、適正化指針において、要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとされていることに留意すること。

### 3. 円滑な施工を確保するための条件明示等について

#### (1) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ・令和2年1月30日改正。以下「運用指針」という。)のⅡ. 1-1の「(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)」の内容等を踏まえ、工事に必要な施工条件(自然条件を含む。)等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

(今回追加)

#### (2) 建設発生土に関する条件明示等について

公共工事の建設現場から発生する建設発生土については、不適正な処分がなされることがないように、発注者において可能な限り、同一現場内で利活用するなどして発生抑制に努めるとともに、工事間での有効利用等を図ることが必要である。しかしながら、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害で崩落した盛土等においては、建設発生土の不適正な処分とその影響が疑われている。

これらのことを踏まえ、特に建設発生土に関しては、その有効利用や適正処分を図るため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

- 工事における建設発生土の有無
- 同一現場内での利活用に必要な情報(流用土の使用を明示する等)
- 受入場所(工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等)
- 受入場所までの距離、時間

・ その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件に対しては、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

・ 運搬費

・ 処分費 等

なお、建設発生土の有効利用や適正処分の観点から、建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底することが重要である。仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

#### 4. 設計変更の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行うこと。

特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

#### 5. 除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行第215号・国土入企第26号）のⅡ. 8. 「地域維持型契約方式」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があり、持続的な除雪体制を確保・維持するためには、待機費用の計上や、少雪の年においても必要となる固定的経費の計上などを行うことが考えられる。国土交通省直轄工事においては、道路除雪工の積算において待機費用の計上を行っているほか、令和3年度から少雪時における道路除雪工の固定的経費を計上する試行を行っている（別紙2～4参照）、参考にされたい。

#### 6. 概算数量発注の活用について

概算数量発注（積算及び入札事務の簡素化・効率化を図ることなどを目的として、設計数量が概算であることをあらかじめ明示し、当初設計の数量（の一部）を概算数量により積算を行う発注等）に関しては、運用指針のⅢ.「災害時における対応」において、災害発生後の緊急対応にあたり、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、緊急度に応じた対応も可能であることとされている。このことを踏まえ、災害復旧工事等の発注に当たっては、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて、概算数量発注の活用についても適宜検討すること。

また、施工内容が単純であり、施工に当たり当初設計から大きな差異が生じにくいものであって早期に発注することにより施工時期の平準化に資すると判断される工事等の発注に当たっても、同様に、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用を適宜検討すること。

なお、概算数量発注を行う場合には、設計数量が概算である旨や工事に関する施工条件等を適切に設計図書に明示すること。その後、数量が確定した際には、速やかに受注者に対して指示等を行った上で、現地状況を踏まえつつ、受注者が図面等の作成又は修正に要した費用・日数等を含め適切に契約変更を行うこと。

#### 7. 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、入札に付そうとする工事と同種・類似の工事が入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の7.「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、工事の集中による現場技術者の一時的な不足などの地域の実情等も踏まえ、必要に応じて、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

#### 8. 地域の実情に応じた随意契約の活用について

運用指針のⅢ. 1-2 (1) の「(実態を踏まえた積算の導入等)」の内容等

を踏まえ、災害復旧・復興による急激な工事量の増加により、特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じている又はそのおそれがある場合などにおいては、不調・不落の発生状況にも留意しつつ、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討すること。

#### 9. 意見交換会等を活用した地域建設業団体等との連携について

地域建設業団体との緊密な連携については、「公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）」（令和3年2月8日付け事務連絡）において、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に寄与することを目的として、都道府県をはじめとする地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換を円滑に実施するようお願いしたところである。

また、令和3年度補正予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の経費等が盛り込まれており、一層の施工確保対策に努める必要がある。

これらのことを踏まえ、施工確保通知の10.「地域の建設業団体等との緊密な連携について」においても改めて地域建設業団体との緊密な連携について要請しているところだが、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、意見交換会を開催するなどできるだけ早期に取組を実施すること。

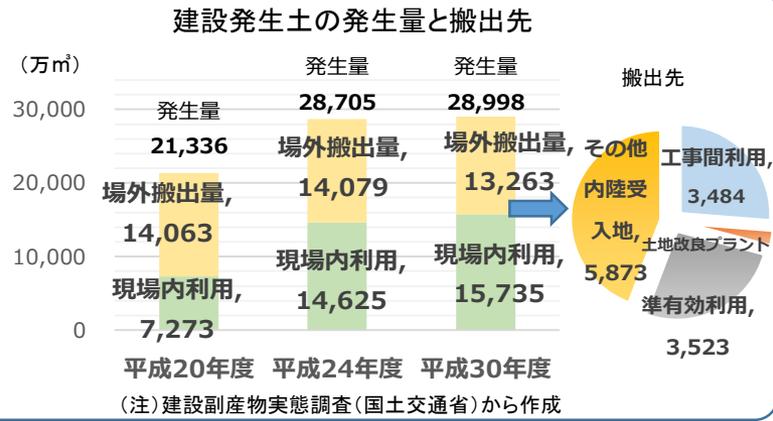
さらに、定例の意見交換会の活用も含め、今後も必要に応じて適時開催するよう検討すること。

# 建設残土対策に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

〔 勧告日:令和3年12月20日 勧告先:国土交通省 〕

## 調査の背景

- ◇ 建設工事の副産物である建設残土(建設発生土及び建設汚泥)のうち、建設発生土は、建設資材として埋立て等に利用されている一方で、山林への不適切な埋立てによる崩落発生などが問題となっているが、その実態は明らかでない。
  - ◇ 建設発生土の適正処理を図る観点から、搬出先の指定、それに要した費用の負担や、工事間利用の推進の取組が行われているが、これらの取組が低調な地方公共団体あり。
- ⇒ 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態や建設発生土の適正処理の状況について調査を実施。



【調査対象機関等】国土交通省、環境省、農林水産省、都道府県(12)、市町村(36)、事業者(60)、関係団体(27) 【実施時期】令和2年1月～3年12月

## 主な調査結果

### I 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態

- 調査した都道府県では全て、市町村でも7割近くが、不適切な建設発生土の埋立て事案を認識(120事案)
- 土砂条例で対応した無許可埋立て58事案のうち、土砂流出の被害が発生した14事案について、是正(土砂撤去)されたのは1事案のみで、対応が長期化

### II 建設発生土の有効利用

- 建設発生土の工事間利用(公共工事)は、都道府県では3割、市町村では1割に満たない。
- 地方公共団体の多くは、工期、土質等の調整のための保管場所の整備が課題としているが、国は、保管場所として利用可能な場所の情報共有を行っていない。

### III 建設発生土の適切な管理

- 建設発生土の搬出先の指定をしない場合、運搬費や処分費を定額で積算するなど、搬出のコストを建設請負業者への支払代金に適切に反映していない。
- 発注者として搬出先を確認できる書類の提出を求めている市町村があり、搬出先を指定する場合の搬出の確認方法も区々(再生資源利用促進計画等)。

## 主な勧告

国土交通省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。

### <有効利用>

- 工事間利用を進めるため、その調整のための保管場所について把握・整理
- 土質別の利用実態や有効利用事例を把握し、地方公共団体に提示

### <適切な管理>

- 適切な費用負担の観点から、地方公共団体に搬出先の指定の徹底を要請
- 再生資源利用促進計画等の発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況等を発注者が確認できる仕組みを整備

# I 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態

## 制度の概要

- ◇ 建設発生土の埋立て等については、農地法、森林法、砂防法など土地の形質変更を規制する法律、土砂の埋立てを規制する条例（土砂条例）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物が混入されている場合）等で規制。
- ◇ 調査した12都道府県・29市町村の土砂条例では、①一定規模（都道府県は3,000㎡以上、市町村は500㎡以上が多い）の土砂の埋立行為、②土砂の水質・土壌基準（有害物質等の安全基準）、③建設工事現場からの一定規模（500㎡以上）の土砂の搬出等を規制。
- ◇ 土砂条例違反への措置として、埋立てを行う者に対する報告徴収、立入検査、措置命令、罰則、違反者の公表等。

## 主な調査結果

結果報告書P2～20

- 調査した12都道府県では全て、29市町村のうち7割近く（20市町村）が、不適切な建設発生土の埋立て事案を認識（計120事案）。全ての事案で、措置命令等の対応を実施。

区分	調査対象機関数	不適切事案があるとしている機関数	
		把握事案数	把握事案数
都道府県	12	12(100%)	65
市町村	29	20(69.0%)	55
計	41	32	120

- ▷ 7割近く（79事案）が被害あり（土砂流出は34事案）又は被害のおそれ
- ▷ 規制する法令等は、土砂条例が77事案（64.2%）、土地の形質変更を規制する法律が49事案（40.8%）など（※重複あり）
- 土砂条例で対応した77事案のうち、8割近く（58事案）が無許可埋立て。
  - ▷ 埋立ては、人目につかない里山や山間部の車両搬入がしやすい場所で行われる傾向
  - ▷ 58事案のうち、田や水路等への土砂流出の被害発生は14事案で、以下のとおり、土砂条例のほか、砂防法、森林法等で対応
  - ▷ しかし、資金繰りがつかない等の理由から是正が進まず、是正されたのは1事案（森林法）のみ
  - ▷ 未是正の13事案のうち8事案は、その発生・発覚から3年以上経過し、対応が長期化

対応法令等	対応事案数	対応内容
土砂条例	14	行政指導のみ：5事案、措置命令：7事案、告発：3事案、罰則適用：4事案
土地の形質変更を規制する法律	砂防法	3 行政指導のみ：3事案
	森林法	1 復旧命令：1事案 ※是正
河川法	1	（河川に流出した土砂について代執行により緊急に除去：1事案）

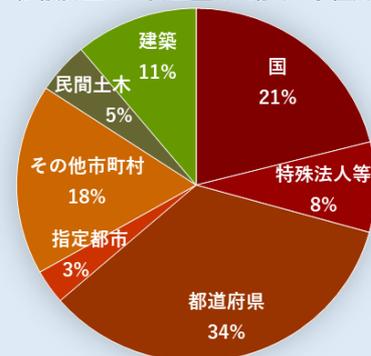
- 土地の形質変更を規制する法律で規制される49事案のうち、違法状態が是正されたものは2事案（森林法）のみ。地方公共団体からは、規制の範囲や規制面積が限定的であるため対応できない場合があるとの意見。

## II 建設発生土の有効利用

### 制度の概要

- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」※では、発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならないとされている。※平成5年1月12日付け建設事務次官通知
- ◇ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」※1では、建設副産物協議会※2の事務局(各地方整備局)において、数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換などを行い、ストックヤードとしての利用調整を行うなど、建設発生土の工事間利用の調整を行うこととされている。※1平成15年10月国土交通省 ※2各地方整備局、地方公共団体等が構成員
- ◇ 工事間利用は、資源の有効利用の促進のほか、建設発生土の処分先を探す負担の軽減や、処分費用の軽減、不適切な処分の防止の各観点から重要。

建設発生土の発生量の内訳(工事種別)



(注)平成30年度建設副産物実態調査(国土交通省)から作成

### 主な調査結果

- 工事間利用は、地方整備局国道事務所では8割以上となっているが、都道府県(出先機関)では3割、市町村では1割にも満たない。また、民間工事における工事間利用は限定的。

機関名(調査対象機関数)	場外搬出工事件数(a)	他工事への搬出(b)	工事間利用率(b)/(a)
地方整備局国道事務所(6)	120	97	80.8%
都道府県(出先機関)(12)	213	61	28.6%
市町村(35)	792	55	6.9%

- 工事間利用を行っている地方整備局国道事務所、都道府県、市町村では、工事予定地や民間の土地を借りるなど一時的な保管場所を整備し、活用。
- 地方公共団体の多くは、工事間利用を進めるためには、工期・土質・土量の調整を行うための一時的な保管場所の整備が課題としているが、地方整備局では、一時的な保管場所として利用可能な工事予定地等の情報共有は行っていない。
- どの土質であっても、マッチング次第で有効利用ができていものもあれば、処分しているものもあるが、国土交通省では、平成14年度以降、土質別の搬出状況を把握していない。

結果報告書P28～32

### 主な勧告

国土交通省は、建設発生土の有効利用を進める観点から以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 工事間利用を進めるため、各地方整備局に設けられた建設副産物協議会を活用し、工事間利用の調整のための保管場所について把握・整理を行い、同協議会の構成員のほか、参加していない地方公共団体や民間企業も利用できるようにすること。
- ② 建設発生土の土質別の利用実態を把握するとともに、有効利用事例を収集し、これらを地方公共団体に提示すること。

# Ⅲ 建設発生土の適切な管理(1)

## 制度の概要

- ◇ 国土交通省は、「条件明示について」※1により、同省直轄工事を対象に、発注者が契約業者に建設発生土の搬出先を指定するよう地方整備局に指示し、地方公共団体にも参考送付。※1平成14年3月28日付け国土交通省大臣官房技術調査課長通知  
民間工事については、「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)」※2において、搬出先の指定を始め、公共工事と同様の取組を促していくことが必要とされている。※2平成14年11月22日中央環境審議会
- ◇ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)では、発注者の責務として、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことや、設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合には、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金額、工期等の変更を行うこととされている。  
また、建設業法では、請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、公正な契約を締結し、信義に従って履行しなければならないこととされている。
- ◇ 「建設副産物適正処理推進要綱」では、発注者は、発注に当たって、元請業者に対して適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないこととされている。

## 主な調査結果

結果報告書P21~28

- 建設発生土が少量な場合や緊急の場合などに、建設発生土の搬出先を指定しない場合があるとしているのは、2都道府県、14市町村。

機関名	調査対象機関数(a)	搬出先を指定しない場合がある機関数(b)	(b)/(a)
地方整備局国道事務所	6	0	0%
都道府県(出先機関)	12	2	16.7%
市町村	35	14	40.0%

- 上記の2都道府県、14市町村においては、搬出先の指定をしない場合の搬出費用の積算方法について、運搬費・処分費を定額で積算したり、処分費は計上せず固定距離の運搬費・整地費を積算したりするなど、建設請負業者の負担となっている可能性あり。
- 調査した建設請負業者からは、「搬出先が指定されず、一律の距離での運搬費計上のみであったため、負担を感じる事案もあった」との意見。また、市町村が、関係団体から「引き取った建設発生土を自腹で処分しており、処分費もみてほしい」との意見を受け、搬出先を指定して処分費を積算した例あり。
- 建設発生土を搬出する民間工事を受注した建設請負業者9社の55件で、発注者から搬出先が指定されているものは2社の2件(3.6%)にとどまり、処分費が契約上明確でなく、計上されていない可能性あり。

## 主な勧告

国土交通省は、建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずる必要がある。

### (公共工事)

契約による搬出先の指定について、品確法の趣旨を踏まえつつ、適切な費用の負担による適正な処理の観点から、地方公共団体に対し、その徹底を図るよう要請すること

### (民間工事)

建設業法の趣旨も踏まえつつ、発注者と建設請負業者の間で搬出先の指定・確認が行われ、建設発生土の適正な処理や発注者による適切な費用負担が徹底されるよう、発注者等に対し要請すること

# III 建設発生土の適切な管理(2)

## 制度の概要

◇ 建設業再生資源利用促進省令※で、建設請負業者は、1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する建設工事を施工する場合、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するとともに、建設工事の完成後速やかに、その実施状況を記録(再生資源利用促進実施書)し、それぞれ、工事完成後1年間保存することとされている。 ※建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)

◇ 「建設リサイクルガイドライン」※1で、再生資源利用促進計画を発注者に提出するよう指示するとともに、再生資源利用促進実施書は、建設リサイクル法※2に基づく発注者への報告としても活用されており、それらは多くの機関で搬出先の確認書類とされている。 ※1平成14年5月30日国土交通省

※2建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)

## 再生資源利用促進計画の主な記載事項・内容

記載事項	記載内容
発生量	建設発生土の土質別の発生量
現場内利用・減量	現場内利用量、減量化量
搬出先名称	搬出先の名称、施工条件(指定・自由)
搬出先場所住所	搬出先の住所、運搬距離、種類(売却、他の工事現場、土捨場・残土処分場等)
現場外搬出量	現場外への搬出量

(注)国土交通省ホームページ掲載の「再生資源利用促進計画書」(様式)から作成

## 主な調査結果

## 結果報告書P21~28

- 建設発生土の搬出先を指定しない場合があるとする2都道府県、14市町村のうち、2市町村では、搬出先を確認できる書類の提出を求めている。
- 調査した6地方整備局国道事務所、12都道府県(出先機関)、35市町村において、搬出先を指定する場合の搬出の確認方法は、以下のとおり区々となっている。民間工事においても、公共工事と同様に確認方法は区々。

確認方法	機関数
再生資源利用促進計画、職員による処分地の確認等により搬出前に確認	29
ダンプトラック等管理表、受入伝票、写真等により搬出中に確認	10
再生資源利用促進実施書、ダンプの運搬記録等により完了後に確認	49

- 調査した地方公共団体の土砂条例担当部局から、「建設発生土の不適切な処理の防止策として、再生資源利用促進計画や再生資源利用促進実施書の情報を地方公共団体が共有できる仕組みを設けてほしい」との要望あり。

## 主な勧告

国土交通省は、建設発生土の適切な管理の観点から以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、建設請負業者から発注者への報告を義務付けるとともに、搬出状況、搬出完了後の状況を示す書類について整理を行い、合わせて発注者が確認できる仕組みを整備すること
- ② 土砂条例担当部局等の指導・監督部局が建設発生土の搬出先等について事前に把握できるよう、再生資源利用促進計画の内容について公にすること